

構内駐車場利用許可について（令和3年4月5日発表）

審査の結果、下表のとおりとなりました。

4月12日（月）より指定された駐車場所に駐車してください。

※許可がでていても、免許取得後30日以上経過していない者は、自動車・バイクでの通学はできません。

※入校式の駐車場所については、当日係員の指示に従ってください。

※構内駐車場を使用しない訓練生についても審査の結果、通学許可が下りております。（申請番号 501・502・410・6003 4名）

自動車								バイク	
書類番号	駐車場番号	書類番号	駐車場番号	書類番号	駐車場番号	書類番号	駐車場番号	書類番号	駐車場番号
105	1	3019	17	407	33	503	49	1014	1
1010	2	3020	18	408	34	508	50	103	2
1012	3	301	19	409	35	509	51	107	3
101	4	302	20	411	36		52	2015	4
104	5	306	21		37	201	53	2016	5
106	6	309	22		38	204	54	3008	6
108	7	311	23		39	206	55	303	7
109	8	314	24		40	212	56	305	8
	9	316	25		41		57	310	9
	10	319	26		42		58	4003	10
3002	11	320	27		43	7001	59	403	11
3003	12	4010	28	5002	44	7003	60	5015	12
3005	13	4011	29	5003	45	7005	61		13
3010	14	404	30	5014	46		62		14
3011	15	405	31	5016	47				15
3013	16	406	32	5017	48				16